関自監旅第 209号の2 関自旅一第 707号の2 関自旅二第1109号の2 関自保第 220号の2 平成21年 9月30日

全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長

旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに傘下会員に対し、周知徹底を 図られたい。

公示

旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて

旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いを下記のとおり定めたので公示する。

平成21年 9月30日 一部改正平成22年12月15日 一部改正平成24年 4月13日

記

1.監査等の種類及び対象者

(1)特別監査

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)として推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)

事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑われる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者

事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の

監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの

(1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの

の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年 以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者

その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うことが必要と 認められる事業者

(2)巡回監査

事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1) の事業者を除く。)

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3) の事業者を除く。)

「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分 又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後に当該営業区域に おいて増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送 事業者

「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1052号)「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実施すべきとされている一般乗用旅客自動車運送事業者

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」 (平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの 関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報があった事業者((3)の事業者を除く。)

関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3) の事業者を除く。)

公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1)及び(3)の事業者を除く。)

自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者

報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者((3) の事業者を除く。)

街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3)の事業者を除く。)

事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査(以下「添乗調査」 という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者((3) の 事業者を除く。)

呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者((1) の事業者を除く。)

事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故 を引き起こした事業者((3) の事業者を除く。)

- 21 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者((3) の 事業者を除く。)
- 22 (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者 及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断する ため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- 23 その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行うことが 必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘案して呼

出監査を行うことが適当と認められる事業者

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情があった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

(1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の 状況の報告を命じられた事業者

関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者のうち、 通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者のうち、報告の内容を 勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、報告の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘 案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘 案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4)呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)までに該当する事業者を除く。)

2.監査等の実施方法

- (1)臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2)呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務担当責任

者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。)を呼び出して行うものとする。

- (3)1.(3) の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5)呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。

なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、 事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、 独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関する映画、 ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

(6)1.(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、 当該事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。

3.監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち必要な項目を選択して実施する。

(1)事業計画の遵守状況

営業区域

営業所

事業用自動車車庫

事業用自動車の数 (特にハイヤーからタクシーへの転用)

- (2)運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3)損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4)社会保険等の加入状況
- (5)賃金の支払い状況
- (6)運行管理の実施状況

運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制 の遵守)

過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係る 基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務 禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)

点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計 による記録・記録の保存

運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示書 の作成・携行

運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)

乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示

運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含む。) 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の

実施

運行管理者に対する講習の受講

- (7)点検整備の実施状況
- (8)前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監査実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、関東運輸局又は運輸支局において実施するものとする。

附 則

- 1.この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2.「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日 付け関自旅一第1434号、関自旅二第6552号、関整保第943号)は、廃止 する。
- 附 則(平成22年12月15日 関自監旅第437号、関自旅一第1007号、 関自旅二第24275号、関自保第408号) この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年4月13日 関自監旅第1192号、関自旅一第1314号、 関自旅二第3212号、関自保第420号) 改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」新旧

新 IΒ 公 示 公 示 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて 旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示す 旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示す る。 る。 平成21年 9月30日 平成21年 9月30日 一部改正平成22年12月15日 一部改正平成22年12月15日 一部改正平成24年 4月13日 関東運輸局長神谷俊広 関東運輸局長神谷俊広 東京運輸支局長 矢田淑雄 東京運輸支局長 矢田淑雄 神奈川運輸支局長 石 橋 健 神奈川運輸支局長 石 橋 埼玉運輸支局長 上岡一雄 埼玉運輸支局長 上岡一雄 群馬運輸支局長 栗 本 久 群馬運輸支局長 栗 本 千葉運輸支局長 飯 村 勉 千葉運輸支局長 飯 村 勉 茨城運輸支局長 鬼沢秀通 茨城運輸支局長 鬼沢秀通 栃木運輸支局長 四月朔日功一 栃木運輸支局長 四月朔日功一 山梨運輸支局長 春原俊男 山梨運輸支局長春原俊男 記 記 1.監査等の種類及び対象者 1.監査等の種類及び対象者 (1)特別監査 (1)特別監査 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転し 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転し た者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等 た者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等 の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過 の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過

失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。) とし

失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。) とし

て推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)

事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑われる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者

事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの

(1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの

の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者

その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められる事業者

(2)巡回監査

事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1) の事業者を除く。)

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3) の事業者を除く。)

「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用 停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後 に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及 び一般乗用旅客自動車運送事業者 て推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)

事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑われる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者

事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの

(1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの

の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者

その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うこと が必要と認められる事業者

(2)巡回監査

事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1) の事業者を除く。)

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3) の事業者を除く。)

「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用 停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後 に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及 び一般乗用旅客自動車運送事業者 「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1052号)「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実施すべきとされている一般乗用旅客自動車運送事業者

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの

関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報があった事業者((3) の事業者を除く。)

関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3) の事業者を除く。)

公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1) 及び(3) の事業者を除く。)

自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化 事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)が行う街頭指導 等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送 事業者((3) の事業者を除く。)

街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査(以下「添

「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1052号)「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実施すべきとされている一般乗用旅客自動車運送事業者

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの

関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報があった事業者((3) の事業者を除く。)

関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3) の事業者を除く。)

公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1) 及び(3) の事業者を除く。)

自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化 事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)が行う街頭指導 等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送 事業者((3) の事業者を除く。)

街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査(以下「添

乗調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者((3)の事業者を除く。)

呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者((1) の事業 者を除く。)

事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者((3) の事業者を除く。)

- 21 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者((3)の事業者を除く。)
- 22 (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- 23 その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行 うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘 案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情が あった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適 当と認められる事業者

(1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者

関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者のうち、報告 の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反

乗調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) の事業者を除く。)

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者((3)の事業者を除く。)

呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者((1) の事業者を除く。)

事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者((3) の事業者を除く。)

- ② 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者((3) の事業者を除く。)
- ② (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- ② その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行 うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘 案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情が あった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適 当と認められる事業者

(1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者

関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業 者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認めら れる事業者

報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者のうち、報告 の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反

の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、報告の内容を勘案 して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監 査を行うことが適当と認められる事業者

整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4)呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)まで に該当する事業者を除く。)

2.監査等の実施方法

- (1)臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2)呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務 担当責任者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。) を呼び出して行うものとする。
- (3)1.(3)の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5)呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。

なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関す

の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、報告の内容を勘案 して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監 査を行うことが適当と認められる事業者

整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4)呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)までに該当する事業者を除く。)

2 . 監査等の実施方法

- (1)臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2)呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務 担当責任者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。) を呼び出して行うものとする。
- (3)1.(3)の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5)呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。

なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関す

る映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

(6)1.(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該 (6)1.(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該 事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。

3 . 監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち 必要な項目を選択して実施する。

(1) 事業計画の遵守状況

堂業区域

営業所

事業用自動車車庫

事業用自動車の数 (特にハイヤーからタクシーへの転用)

- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3)損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4)社会保険等の加入状況
- (5)賃金の支払い状況
- (6)運行管理の実施状況

運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規 制の遵守)

過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係 る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の 乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、 ノルマの禁止)

点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録 計による記録・記録の保存

運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示 書の作成・携行

運転者の選任に係る規制の遵守 (特に日雇い等)

乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示

運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診 及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含 む。)

事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策 の実施

運行管理者に対する講習の受講

(7)点検整備の実施状況

る映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。

3. 監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち 必要な項目を選択して実施する。

(1) 事業計画の遵守状況

営業区域

営業所

事業用白動車車庫

事業用自動車の数 (特にハイヤーからタクシーへの転用)

- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3)損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4)社会保険等の加入状況
- (5)賃金の支払い状況
- (6)運行管理の実施状況

運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規 制の遵守)

過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係 る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の 乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)

点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録 計による記録・記録の保存

運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示 書の作成・携行

運転者の選任に係る規制の遵守 (特に日雇い等)

乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示

運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診 及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含 む。)

事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策 の実施

運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所 の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)

(7)点検整備の実施状況

(8)前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監査実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、関東運輸局又は運輸支局において実施するものとする。

附 則

- 1.この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2.「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け関自旅1第1434号、関自旅2第6552号、関整保第943号)は、廃止する。

附 則(一部改正)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

(8)前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監查実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、関東運輸局又は運輸支局において実施するものとする。

附 則

- 1.この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2.「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け関自旅1第1434号、関自旅2第6552号、関整保第943号)は、廃止する。

附 則(一部改正)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱について」 の改正概要

> 平成 2 2 年 1 2 月 安全政策課 旅 客 課

「事業用自動車総合安全プラン2009」(平成21年3月)及び総務省からの「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱を一部改正する。

●改正概要

①総務省勧告を踏まえ、巡回監査及び呼出監査の対象(端緒)として、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく自動車事故報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者を追加します。

②事業用自動車総合安全プラン2009を踏まえ、巡回監査及び呼出監査の対象(端緒)として、タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者を追加します。

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」新旧 新 ĺΗ 示 公 示 公 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて 旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて 旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示す 旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示す る。 る。 平成21年 9月30日 平成21年 9月30日 一部改正平成22年12月15日 関東運輸局長神谷俊広 関東運輸局長神谷俊広 東京運輸支局長 矢田淑雄

記

- 1. 監査等の種類及び対象者
- (1)特別監査
- ① 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)として推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自

記

- 1. 監査等の種類及び対象者
- (1) 特別監査
- ① 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)として推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自

動車運送事業者(以下「事業者」という。)

- ② 事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労 運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険 運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑わ れる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの
- ⑤ ④の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者
- ⑥ その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うこと が必要と認められる事業者

(2)巡回監査

- ① 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1)①の事業者を除く。)
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3)②の事業者を除く。)
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者
- ④ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3)③の事業者を除く。)
- ⑤ 過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用 停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後 に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及 び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑥ 「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自

動車運送事業者(以下「事業者」という。)

- ② 事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労 運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険 運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴うと疑わ れる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの
- ⑤ ④の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者
- ⑥ その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うこと が必要と認められる事業者

(2)巡回監査

- ① 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1)①の事業者を除く。)
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3)②の事業者を除く。)
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)記2(1)の報告の結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者
- ④ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3)③の事業者を除く。)
- ⑤ 過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用 停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後 に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及 び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑥ 「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関自

旅二第1052号)、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二 第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及び特定地 域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上 必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日付け関自旅二 第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実施すべきとされ ている一般乗用旅客自動車運送事業者

- ① 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの
- ⑧ 関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又 は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報 があった事業者((3)⑤の事業者を除く。)
- ⑨ 関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3)⑥の事業者を除く。)
- ⑩ 公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1) ③及び(3)①の事業者を除く。)
- ① 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者
- ⑫ 報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者
- ③ 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- <u>⑭</u> 報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者((3)⑦の事業者を除く。)
- ⑤ タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化 事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)が行う街頭指導 等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送 事業者((3)⑧の事業者を除く。)
- 街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3))の事業者を除く。)

旅二第1052号)、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関自旅二 第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及び特定地 域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上 必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日付け関自旅二 第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実施すべきとされ ている一般乗用旅客自動車運送事業者

- ⑦ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの
- ⑧ 関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の通報があった事業者((3)⑤の事業者を除く。)
- ⑨ 関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者((3)⑥の事業者を除く。)
- ⑩ 公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者((1) ③及び(3)①の事業者を除く。)
- ① 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者
- ⑫ 報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者
- ③ 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者

- ④ 街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3)⑦の事業者を除く。)
- ⑤ 事業用自動車に添乗 (乗車) して運行状況等を確認する調査 (以下「添乗調査」という。) の結果、法令違反の疑いがある事業者 ((3)⑧の事

業者を除く。)

- № 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者((3)⑪の事業者を除く。)
- ⑩ 呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者((1)④の事業者を除く。)
- ② 事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者((3)2の事業者を除く。)
- ② 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者((3) ③ の事業者を除く。)
- ② (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- ② その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

- ① 公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ③ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情が あった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適 当と認められる事業者
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者
- ⑤ 関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑥ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ① 報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者のうち、報告 の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- <u>⑧</u> 適正化事業実施機関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、報告の内容を勘案

業者を除く。)

- <u>⑥</u> 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者((3) ⑨の事業者を除く。)
- <u>መ</u> 呼出監査又は呼出指導に係る呼出しに応じない事業者((1)④の事業者を除く。)
- <u>®</u> 事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者((3)⑩の事業者を除く。)
- 塑 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者((3)⑪の事業者を除く。)
- ② (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- ② その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

- ① 公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係るものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ③ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情があった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者
- ⑤ 関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑥ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業 者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認めら れる事業者

して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者

- ⑨ 街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑩ 添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑪ 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑩ 事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監 査を行うことが適当と認められる事業者
- <u>③</u> 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- @ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4) 呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)まで に該当する事業者を除く。)

2. 監査等の実施方法

- (1) 臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2) 呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務 担当責任者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。) を呼び出して行うものとする。
- (3) 1. (3) ④の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。 なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものと し、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとと もに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関す る映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

- ① 街頭調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- <u>⑧</u> 添乗調査の結果、法令違反の疑いがある事業者のうち、法令違反の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑨ 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者のうち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑩ 事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪 脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監 査を行うことが適当と認められる事業者
- ① 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ② その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を行うことが必要と認められる事業者

(4) 呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)までに該当する事業者を除く。)

2. 監査等の実施方法

- (1) 臨店監査は、事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うものとする。
- (2) 呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務 担当責任者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。) を呼び出して行うものとする。
- (3) 1. (3) ④の事業者に対する呼出監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。 なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものと し、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとと もに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関す る映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

- (6)1.(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該|(6)1.(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該| 事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。
- 3. 監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち 必要な項目を選択して実施する。

- (1) 事業計画の遵守状況
- 営業区域
- ② 営業所
- ③ 事業用自動車車庫
- ④ 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 社会保険等の加入状況
- (5) 賃金の支払い状況
- (6) 運行管理の実施状況
- ① 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規 制の遵守)
- ② 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係 る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の 乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)
- ③ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録 計による記録・記録の保存
- ④ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示 書の作成・携行
- ⑤ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- ⑥ 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
- (7) 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診 及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含 ts.)
- (8) 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策 の実施
- ⑨ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所 の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (7) 点検整備の実施状況
- (8) 前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

- 事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。
- 3. 監査の重点事項

※回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち 必要な項目を選択して実施する。

- (1) 事業計画の遵守状況
- 営業区域
- ② 営業所
- ③ 事業用自動車車庫
- ④ 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 社会保険等の加入状況
- (5) 賃金の支払い状況
- (6) 運行管理の実施状況
- ① 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規 制の遵守)
- ② 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係 る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の 乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)
- ③ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録 計による記録・記録の保存
- ④ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示 書の作成・携行
- ⑤ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- ⑥ 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
- (7) 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受診 及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導を含 te)
- (8) 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策 の実施
- ⑨ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所 の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (7) 点検整備の実施状況
- (8) 前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監査実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、関東運輸局又は運輸支局において実施するものとする。

附則

- 1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2. 「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け関自旅1第1434号、関自旅2第6552号、関整保第943号)は、廃止する。

附則(一部改正)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

4. 監查実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合に行うものとし、それ以外の場合については、関東運輸局又は運輸支局において実施するものとする。

附則

- 1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2. 「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け関自旅1第1434号、関自旅2第6552号、関整保第943号)は、廃止する。

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」新旧

新	IE
公 示	公 示
旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて	旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて
旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示する。	旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示する。
平成21年 9月30日 関東運輸局長神谷俊広東京運輸支局長矢田淑雄神奈川運輸支局長石橋健 埼玉運輸支局長上岡一雄群馬運輸支局長栗本人 千葉運輸支局長、駅村、勉 茨城運輸支局長、鬼沢秀・通 栃木運輸支局長、鬼川朔日功一 山梨運輸支局長、春原俊男	平成14年 1月31日 一部改正 平成15年 3月26日 一部改正 平成16年 7月20日 一部改正 平成16年 9月10日 一部改正 平成17年 4月 5日 一部改正 平成17年12月15日 関東運輸支局長 次路 良 博 東京運輸支局長 佐藤 三克一神奈川運輸支局長 佐藤 三克一雄 八本 原 八本 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年
記	記
1. 監査等の種類及び対象者 (1) 特別監査 ① 事業用自動車の運転者 <u>(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転</u>	1. 監査等の種類及び対象 (1) 特別監査 ① 事業用自動車の運転者が <u>明らかに</u> 第一当事者(最初に事故に関与し

した者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)として推定される死亡事故で社会的影響の大きいものを引き起こした旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)

- ② 事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過 労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無 保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴う と疑われる事故で社会的影響の大きいものを引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯したと疑われる事業者であって、過去の監査、行政処分等の状況、事故の発生状況又は都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等(以下「公安委員会等」という。)からの通報等を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められるもの
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容が履行されず事業の改善が認められないもの
- ⑤ ④の改善報告を行った事業者であって、当該改善報告が受理された 日から1年以内に、さらに法令違反を繰り返したと疑われる事業者
- <u>⑥</u> その他事故、法令違反、事件等の状況を勘案し、特別監査を行うことが必要と認められる事業者

(2)巡回監査

- ① 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者((1)①の事業者を除く。)
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係る ものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者((3)②の事業者を除く。)
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成1

た車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。)と推定される死亡事故及び悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)

- ② 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯した事業者
- ③ 監査等の実施結果により、口頭注意、勧告、警告、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令(以下「行政処分等」という。)を受け、事業の改善についての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した事業者であって、呼び出しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者、又は報告内容が履行されず事業の改善が認められない事業者
- ④ 上記改善報告を行った<u>ものの、その後1年間にさらに違反を繰り返</u>す事業者

(2)巡回監査

- ① 概ね6月以内に運輸開始した新規許可事業者若しくは営業区域拡大 の認可 (譲渡譲受の認可を含む。) を受け、又は増車の届出を行った 事業者のうち巡回監査が必要と認められる事業者
- ② 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成1

- 2年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)<u>記2(1)の報告の</u>結果、法令違反の疑いがある一般貸切旅客自動車運送事業者
- ④ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情により、法令違反の疑いがある事業者((3)③の事業者を除く。)
- ⑤ 過去1年間に一営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって、処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑤ 「緊急調整地域の指定等について」(平成20年7月11日付け関 自旅二第1052号)、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施 する増車抑制対策等の措置について」(平成20年7月11日付け関 自旅二第1053号、関自監旅第172号)及び「特定地域の指定及 び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のた めに監督上必要となる措置の実施について」(平成21年9月30日 付け関自旅二第1110号、関自監旅第230号)により、監査を実 施すべきとされている一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑦ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け関自旅二第6515号)に基づく自動認可運賃の下限を下回る運賃により事業を営んでいる一般乗用旅客自動車運送事業者であって、定期的な報告の提出を行わない、又は当該報告内容により法令違反の疑いがあるもの
- ⑧ 関係行政機関から、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険 又は雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していない旨の 通報があった事業者((3)⑤の事業者を除く。)
- ⑨ 関係行政機関から、最低賃金法 (昭和34年法律137号) に違反している旨の通報があった事業者 ((3)⑥の事業者を除く。)
- ② 公安委員会等からの通報等により、法令違反の疑いがある事業者 ((1)③及び(3)①の事業者を除く。)
- ① 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「報告規則」という。)第2条に定める事故であって、自動車事故報告書(以下「報告書」という。)の別記様式「事故の原因」及び「事故の種類の区分」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

- 2年1月28日付け自旅第14号、自環第14号)に基づき監査の対象となった一般貸切旅客自動車運送事業者
- ③ 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる事業者

- ④ 特別監視地域・緊急調整地域内又は他の営業区域と比して重大な法令違反が著しく多い営業区域の一般乗用旅客自動車運送事業者で、最近において自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者のうち、巡回監査が必要と認められる事業者
- ⑤ 過去1年間に1営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑥ 特別監視地域指定後に新規許可若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出(特別監視地域指定時に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数(以下「基準車両数」という。)の5%以上(1台に満たない場合は、1台に切り上げる。以下同じ。)の減車(特別監視地域指定後に増車した者にあっては、当該増車車両数に加え基準車両数の5%以上の減車)を行った者が、当該減車の日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において行う増車の届出を除く。)を行った一般乗用旅客自動車運送事業者のうち巡回監査が必要と認められる事業者
- ⑦ 労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通報等により巡回監査 の対象とすることが必要と認められる事業者
- <u> 原因及び区分(自動車事故報告書に記載された原因及び区分をい</u>う。)が同一の事故を3年間に3回以上繰り返し引き起こした事業者
- ⑨ 自動車事故報告書を自動車事故報告規則第3条に定める期間内に提出しなかった事業者

- ⑫ 報告規則第3条に定める期間内に報告書を提出しなかった事業者
- (13) 報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- 街頭等において事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を 聴取する調査(以下「街頭調査」という。)の結果、法令違反の疑い がある事業者((3)⑦の事業者を除く。)
- <u>「</u>事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する<u>調査</u>(以下 「添乗<u>調査</u>」という。)の結果、法令違反の疑いがある事業者((3) <u></u>8の事業者を除く。)
- <u>・</u> 特別監査<u>、</u>巡回監査<u>又は呼出監査</u>を長期間実施していない事業者 ((3)⑨の事業者を除く。)
- <u>事業用自動車の車両火災事故又はホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者((3)⑩の事業者を除く。)</u>
- <u>・</u>
 <u>整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者</u>
 ((3)⑪の事業者を除く。)
- ② (1)から(3)までの監査を受けた後、事業用自動車等を移転させた事業者及びその移転先事業者であって、処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、巡回監査を行うことが必要と認められるもの
- ② その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者

(3) 呼出監査

- ① 公安委員会等からの通報等があった事業者のうち、通報等の内容を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ② 新規許可事業者又は営業区域拡大、譲渡譲受(営業区域拡大に係る ものに限る。)若しくは増車の認可を受け、若しくは増車の届出を行った事業者のうち、呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ③ 早発、乗車拒否、交通事故の処理等について、利用者等からの苦情があった事業者のうち、苦情の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ④ (1)から(3)までの監査を受けた結果、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を命じられた事業者
- ⑤ 関係行政機関から、社会保険等に加入していない旨の通報があった

- ⑩ 自動車事故報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- ① 街頭などにおいて事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する監査(以下、「街頭監査」という。)の結果により、法令違反の疑いがあり、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者
- ② 事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する<u>監査</u>(以下、「添乗<u>監査</u>」という。)の結果により、法令違反の疑いがあり、巡回 監査を行うことが必要と認められる事業者
- ③ 特別監査又は巡回監査を長期間実施<u>しておらず、巡回監査が必要と</u> 認められる事業者
- ④ 呼び出し監査((3)②の規定に基づく呼び出し監査を除く。)又は呼び出し指導に応じない事業者

⑤ その他特に必要と認められる事業者

(3) 呼び出し監査

① <u>都道府県公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定による通知があった事業者(上記(1)及び(2)</u>に掲げる対象事業者を除く。)

② 監査等の実施結果により、行政処分等を受け、事業の改善の状況の報告を課した事業者

事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と 認められる事業者

- ⑥ 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者のうち、通報の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ① 街頭<u>調査</u>の結果、法令違反の疑いがある事業者<u>のうち、法令違反の</u> 内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- <u>⑧</u> 添乗<u>調査</u>の結果、法令違反の疑いがある事業者<u>のうち、法令違反の</u> 内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ⑨ 特別監査、巡回監査又は呼出監査を長期間実施していない事業者の うち、過去の法令違反等の状況を勘案して呼出監査を行うことが適当 と認められる事業者
- ⑩ 事業用自動車の車両火災事故及びホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者のうち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められる事業者
- ① 整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者の うち、事故の内容等を勘案して呼出監査を行うことが適当と認められ る事業者
- ② その他<u>事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、呼出監査を</u> 行うことが必要と認められる事業者
- (4) 呼出指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、呼出指導を行うことが必要と認められる事業者((1)から(3)までに該当する事業者を除く。)

- 2. 監査等の実施方法
- (1) <u>臨店</u>監査は、<u>事業者の営業所その他の事務所等に立ち入って行うもの</u>とする。
- (2) 呼出監査及び呼出指導は、原則として、当該事業者の代表者又は業務 担当責任者及び運行管理者又は整備管理者(以下「代表者等」という。) を呼び出して行うものとする。
- (3) 1(3) ④の事業者に対する呼出監査は、 行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (4)巡回監査及び呼出監査は、3に定める重点事項について行う。
- (5) 呼出指導は、事業者に自主点検表を提出させて行うものとする。

- ③ 街頭監査の結果により、法令違反の疑いがある事業者 (上記(2)に 掲げる対象者を除く。)
- ④ 添乗<u>監査</u>の結果<u>により</u>、法令違反の疑いがある事業者<u>(上記(2)</u>に 掲げる対象者を除く。)

- ⑤ その他特に必要と認められる事業者
- (4) 呼び出し指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けて いない事業者であって呼び出し指導が必要と認められる事業者

- 2. 監査等の実施方法
- (1) 特別監査及び巡回監査は、原則として臨店により行うものとする。
- (2) 臨店監査対象事業者以外の事業者に実施する監査は、運輸局等に事業者を呼び出して実施する呼び出し監査とする。この場合であって、1. (3)②による呼び出し監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)以外の事業者で、一定期間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、かつ、直近の監査又は呼び出し指導から一定期間

なお、呼出指導を行う場合、必要に応じ集団指導を行うことができるものとし、事業者に自主的に事業の点検を行わせ、法令遵守事項等の説明を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構等の製作による輸送の安全確保に関する映画、ビデオ等を放映する等により、効果的に行うものとする。

- (6) 1(1)から(3)までの監査の結果、法令違反の事実を確認した場合は、当該事業者の代表者等からその旨の確認書を取り付けるようにするものとする。
- 3. 監査の重点事項

巡回監査及び呼出監査については、監査対象者に応じて以下の事項又はそのうち必要な項目を選択して実施する。

- (1) 事業計画の遵守状況
 - 営業区域
 - ② 営業所
 - ③ 事業用自動車車庫
 - 4 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 社会保険等の加入状況
- (5)賃金の支払い状況
- (6) 運行管理の実施状況
 - 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る 規制の遵守)
 - ② 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に 係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転 者の乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁 止)
 - ③ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
 - ④ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指示書の作成・携行
 - ⑤ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
 - ⑥ 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
 - ① 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受 診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導 を含む。)
 - ⑧ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対

<u>を経過している事業者にあっては、自主点検表を提出させて実施する呼び出し</u> 指導を行う。

3. 監査の重点事項

巡回監査及び呼び出し監査については、監査対象に応じて以下の事項又は事項のうち必要な項目から選択して実施することができるものとする。

- (1) 事業計画の遵守状況
 - 営業区域
 - 営業所
 - 事業用自動車車庫
 - ・ 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況

(4) 運行管理の実施状況

- <u>・</u> 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る 規制の遵守)
- ・ 過労運転等の防止 (休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に 係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転 者の乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁 止)
- ・ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
- ・・ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行指 示書の作成・携行
- ・ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- ・ 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
- ・ 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断受 診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の指導 を含む。)
- ・ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の実施

策の実施

- ⑨ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業 所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (7) 点検整備の実施状況
- (8) 前回実施された監査等において改善を指示した事項の改善状況

4. 監査実施機関

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の 事業の停止又は許可の取消処分が予想される場合等、特に必要と認められる場合 に行うものとし、それ以外の場合については、<mark>関東運輸局又は運輸支局</mark>において 実施するものとする。

附則

- 1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2. 「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」(平成14年1月31日付け関自旅1第1434号、関自旅2第6552号、関整保第943号)は、廃止する。

- <u>・</u> 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業 所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (5) 点検整備の実施状況
- (6) 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

4. 本省監査

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者の 事業の停止又は許可の取消し処分が予想される場合等、特に必要と認められる場 合に行うものとし、それ以外の場合については、地方運輸局等において実施する ものとする。

- 附 則 この方針は、平成14年2月1日より適用するものとする。
- 附 則(平成15年3月26日 関自監一第300号、関自安第985号、 一部改正)

改正後の方針は、平成15年4月1日より適用するものとする。

附 則(平成16年7月20日 関自監一第146号、関自安第504号、 一部改正)

> 改正後の通達は、平成16年8月1日より適用するものとする。 ただし、2.(2)⑧については、平成17年2月1日より適用するものとする。

附 則(平成16年9月10日 関自監一第223号、関自安第750号、 一部改正)

改正後の通達は、平成16年9月15日より適用するものとする。

附 則(平成17年4月5日 関自監一第433号、関自安第1568号、 一部改正)

改正後の通達は、平成17年7月1日より適用するものとする

附 則(平成17年12月15日 関自監一第293号、関自安第982号、 一部改正)

改正後の通達は、平成18年2月1日より適用するものとする。

旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成14年1月31日関自旅1第1434号・関自旅2第6552号・関整保第943号) 公示文新旧対照表

改 正	現行
公 示	公 示
旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて	旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて
旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示する。	旅客自動車運送事業の監査方針細部取扱いを下記のとおり定めたので公示する。
平成14年 1月31日 一部改正 平成15年 3月26日 一部改正 平成16年 7月20日 一部改正 平成16年 9月10日 一部改正 平成17年 4月 5日 一部改正 平成17年12月15日	平成14年1月31日 一部改正 平成15年3月26日 一部改正 平成16年7月20日 一部改正 平成16年9月10日 一部改正 平成17年4月 5日
関東運輸局長 淡路 良東運輸支局長 淡路 良東京運輸支局長 佐藤 三頭輸支局長 佐山 藤 三克 一	関東運輸局長 淡路 鬼 博東運輸支局長 货向 藤 東運輸支局長 佐藤本三運輸支局長 山山原 持馬運輸支局長 亦 林田 皇子 一 安城 運輸 支局長 小会 出出 一 一 安城 運輸 支局長 大 川 型 輸 支局長 大 川 型 輸 支局長 大 川 型 電
記	記
	1. 監査等の実施方法 (1) <u>臨店監査により行う監査は、2.(1)①~⑤に該当する旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)に対し随時行う特別監査と2.(2)①~⑪に該当する事業者に対し行う重点監査とする。</u> (2) 臨店監査対象事業者以外の事業者に実施する監査は、運輸局等に事業者を呼び出して実施する呼び出し監査とする。 (3) 上記(1)、(2)以外の事業者で、一定期間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、かつ、直近の監査又は呼び出し指導から一定期間を経過している事業者にあっては、自主点検表を提出させて実施す

1. 監査等の種類及び対象

- (1) 特別監査
 - ① <u>事業用自動車の運転者が</u>明らかに第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。)と推定される死亡事故及び悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)
 - ② 事業用自動車の運転者が悪質違反を犯した事業者

 - ④ 上記改善報告を行ったものの、その後1年間にさらに違反を繰り返す事業者

(2) 巡回監査

る呼び出し指導を行う。

2. 監査等の種類及び対象

- (1) 特別監査
- ① 明らかに第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。)と推定される死亡事故及び悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故又は悪質違反を引き起こした事業者
- ② 過去1年間に1営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ③ 監査等の実施結果により、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分、 又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を受け、事業の改善につい ての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した事業者であって、呼び出 しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者、又は報告内容が履行され ず事業の改善が認められないため特別監査が必要と認められる事業者
- ④ 上記改善報告を行ったものの、その後1年間にさらに違反を繰り返す事業者
- ⑤ 特別監視地域指定後に参入許可若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出(特別監視地域指定時に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数(以下「基準車両数」という。)の5%以上(1台に満たない場合は、1台に切り上げる。以下同じ。)の減車(特別監視地域指定後に増車した者にあっては、当該増車車両数に加え基準車両数の5%以上の減車)を行った者が、当該減車の日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において行う増車の届出を除く。)を行った一般乗用旅客自動車運送事業者のうち特別監査が必要と認められる事業者

(2) <u>重点</u>監査

① 特別監視地域指定後に参入許可若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出(基準車両数の5%以上の減車(特別監視地域指定後に増車した者にあっては、当該増車車両数に加え基準車両数の5%以上の減車)を行った者が、当該減車の日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において行う増車の届出を除く。)を行った一般乗用旅客自動車運送事業者のうち重点監査が必要と認められる事業者

- ① 概ね6月以内に運輸開始した新規許可事業者若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出を行った事業者のうち巡回監査が必要と認められる事業者
- ② 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年 1月28日付け自旅第14号、自環第14号)に基づき監査の対象となっ た一般貸切旅客自動車運送事業者
- ③ 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる事業者
- ④ 特別監視地域・緊急調整地域内又は他の営業区域と比して重大な法令違反が著しく多い営業区域の一般乗用旅客自動車運送事業者で、最近において自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者のうち、巡回監査が必要と認められる事業者
- ⑤ 過去1年間に1営業区域において計100日車以上の自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者であって処分期間終了後に当該営業区域において増車を行った一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ⑥ 特別監視地域指定後に新規許可若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出(特別監視地域指定時に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していた事業用自動車の総数(以下「基準車両数」という。)の5%以上(1台に満たない場合は、1台に切り上げる。以下同じ。)の減車(特別監視地域指定後に増車した者にあっては、当該増車車両数に加え基準車両数の5%以上の減車)を行った者が、当該減車の日から1年以上経過した後に、配置する車両数が基準車両数を超えない範囲において行う増車の届出を除く。)を行った一般乗用旅客自動車運送事業者のうち巡回監査が必要と認められる事業者
- ① 労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通報等により<u>巡回</u>監査の対象とすることが必要と認められる事業者
- 8 原因及び区分(自動車事故報告書に記載された原因及び区分をいう。) が同一の事故を3年間に3回以上繰り返し引き起こした事業者
- ⑨ 自動車事故報告書を自動車事故報告規則第3条に定める期間内に提出しなかった事業者
- 1 自動車事故報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- ① 街頭などにおいて事業者や従業員の協力を得て、業務について事情を聴取する監査(以下、「街頭監査」という。)の結果により、法令違反の疑いがあり、巡回監査を行うことが必要と認められる事業者
- ① 事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する監査(以下、「添 乗監査」という。)の結果により、法令違反の疑いがあり、巡回監査を行 うことが必要と認められる事業者
- ③ 特別監査又は巡回監査を長期間実施しておらず、巡回監査が必要と認め

- ② <u>最近において、参入許可</u>若しくは営業区域拡大の認可(譲渡譲受の認可を含む。)を受け、又は増車の届出を行った事業者のうち<u>重点</u>監査が必要と認められる事業者
- ③ 「一般貸切旅客自動車運送事業の緊急輸送安全確保措置」(平成12年 1月28日付け自旅第14号、自環第14号)に基づき監査の対象となっ た一般貸切旅客自動車運送事業者
- 4 事故、苦情又は法令違反の多いと認められる事業者
- ⑤ 特別監視地域・緊急調整地域内又は他の営業区域と比して重大な法令違反が著しく多い営業区域の一般乗用旅客自動車運送事業者で、最近において自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けた事業者のうち、重点監査が必要と認められる事業者

- <u>⑥</u> 労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通報等により<u>重点</u>監査の対象とすることが必要と認められる事業者
- ① 原因及び区分(自動車事故報告書に記載された原因及び区分をいう。) が同一の事故を3年間に3回以上繰り返し引き起こした事業者
- ⑧ 自動車事故報告書を自動車事故報告規則第3条に定める期間内に提出しなかった事業者
- 9 自動車事故報告書に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
- ① 監査等の実施結果により、自動車等の使用停止処分、事業の停止処分、 又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を受け、事業の改善につい ての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した事業者であって、呼び出 しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者、又は報告内容が履行され ず事業の改善が認められない事業者(上記 2. (1) ③の適用する場合を 除く。)

られる事業者

- <u>(4)</u> <u>呼び出し監査((3)②の規定に基づく呼び出し監査を除く。) 又は呼び出し指導に応じない事業者</u>
- (15) その他特に必要と認められる事業者

(3) 呼び出し監査

- ① 都道府県公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定による通知があった事業者(上記(1)及び(2)に掲げる対象事業者を除く。)
- ② 監査等の実施結果により、<u>行政処分等</u>を受け、事業の改善の状況の報告 を課した事業者
- ③ <u>街頭監査の結果により、法令違反の疑いがある事業者(上記(2)に掲げる対象者を除く。</u>)
- ④ 添乗監査の結果により、法令違反の疑いがある事業者 (上記(2)に掲げる対象者を除く。)
- ⑤ その他特に必要と認められる事業者
- (4) 呼び出し指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって呼び出し指導が必要と認められる事業者

2. 監査等の実施方法

- (1) 特別監査及び巡回監査は、原則として臨店により行うものとする。
- (2) 臨店監査対象事業者以外の事業者に実施する監査は、運輸局等に事業者を呼び出して実施する呼び出し監査とする。この場合であって、1.(3)②による呼び出し監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)以外の事業者で、一定期間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。) 又は事業の停止処分を受けていない事業者であって、かつ、直近の監査又は呼び出し指導から一定期間を経過している事業者にあっては、自主点検表を提出させて実施する呼び出し指導を行う。
- 3. 監査の重点事項

- (1) 事業計画の遵守状況
 - 営業区域
 - 営業所
 - 事業用自動車車庫

● その他特に必要と認められる事業者

(3) 呼び出し監査

- ① 都道府県公安委員会からの道路交通法第108条34の規定による第一 <u>当事者となった死亡事故又は悪質違反に係る違反事実の</u>通知があった事業 者(上記(1)及び(2)に掲げる対象事業者を除く。)
- ② 監査等の実施結果により、<u>口頭注意、勧告、又は警告</u>を受け、事業の改善の状況の報告を課した事業者であって、改善報告を行わない者、又は報告内容が履行されず事業の改善が認められない事業者
- ③ その他特に必要と認められる事業者
- (4) 呼び出し指導

直近の5年間に自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を受けていない事業者であって呼び出し指導が必要と認められる事業者

3. 監査の重点事項

<u>重点</u>監査については、監査対象に応じて以下の事項から選択して実施するものとする。

- (1) 事業計画の遵守状況
 - 営業区域
 - 営業所
 - 事業用自動車車庫

- 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 運行管理の実施状況
 - 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守)
 - ・ 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等 に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある 運転者の乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノル マの禁止)
 - ・ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行 記録計による記録・記録の保存
 - ・ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行 指示書の作成・携行
 - 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
 - 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
 - ・ 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断 受診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の 指導を含む。)
 - 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止 対策の実施
 - ・ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (5) 点検整備の実施状況
- (6) 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

4. 本省監査

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者 の事業の停止又は許可の取消し処分が予想される場合等、特に必要と認められ る場合に行うものとし、それ以外の場合については、地方運輸局等において実 施するものとする。

- 附 則 この方針は、平成14年2月1日より適用するものとする。
- 附 則(平成15年3月26日 関自監一第300号、関自安第985号、 一部改正)

改正後の方針は、平成15年4月1日より適用するものとする。

附 則(平成16年7月20日 関自監一第146号、関自安第504号、 一部改正)

改正後の通達は、平成16年8月1日より適用するものとする。ただし、2.(2)⑧については、平成17年2月1日より適用するものとする。

- 事業用自動車の数(特にハイヤーからタクシーへの転用)
- (2) 運賃・料金の収受状況その他の財務状況

(3) 運行管理の実施状況

- 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守)
- ・ 過労運転等の防止(休憩睡眠施設の整備・管理、勤務時間・乗務時間等に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止、交替運転者の配置、乗務距離の最高限度の遵守、ノルマの禁止)
- ・ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行 記録計による記録・記録の保存
- ・ 運転基準図の作成・備え付け、運行表の作成・携行、経路の調査・運行 指示書の作成・携行
- 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- 乗務員台帳の作成・保存、乗務員証の携行、運転者証の表示
- ・ 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断 受診及び一般乗用旅客自動車運送事業者については、新任者の10日間の 指導を含む。)
- 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止 対策の実施
- ・ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)
- (4) 点検整備の実施状況
- (5) 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

4. 本省監査

本省の行う一般乗合旅客自動車運送事業者の監査は、本省権限に係る事業者 の事業の停止又は許可の取消し処分が予想される場合等、特に必要と認められ る場合に行うものとし、それ以外の場合については、地方運輸局等において実 施するものとする。

- 附 則 この方針は、平成14年2月1日より適用するものとする。
- 附 則(平成15年3月26日 関自監一第300号、関自安第985号、 一部改正)

改正後の方針は、平成15年4月1日より適用するものとする。

附 則(平成16年7月20日 関自監一第146号、関自安第504号、 一部改正)

改正後の通達は、平成16年8月1日より適用するものとする。ただし、2.(2)⑧については、平成17年2月1日より適用するものとする。

- 附 則(平成16年9月10日 関自監一第223号、関自安第750号、 一部改正)
 - 改正後の通達は、平成16年9月15日より適用するものとする。
- 附 則(平成17年4月5日 関自監一第433号、関自安第1568号、 一部改正)
 - 改正後の通達は、平成17年7月1日より適用するものとする
- 附 則(平成17年12月15日 関自監一第293号、関自安第982号、
 - 一部改正)
 - 改正後の通達は、平成18年2月1日より適用するものとする。

- 附 則(平成16年9月10日 関自監一第223号、関自安第750号、 一部改正)
- 改正後の通達は、平成16年9月15日より適用するものとする。
- 附 則(平成17年4月5日 関自監一第433号、関自安第1568号、 一部改正)
 - 改正後の通達は、平成17年7月1日より適用するものとする